

事業実施に関するQ & A（相談士向け）

※ 下記回答は、県補助金の対象となる市町村の補助金事業等についての、県が想定している事業の考え方ですので、市町村によっては異なる取扱いとなる場合があります。

木造住宅耐震診断業務 関係			
No.	旧No.	質問	回答
1	4	建物所有者の意向によりオプション業務は可能か。	本事業ではできません。
2	7	相談士派遣業務を受託する団体(診断事務局)の会員でない業務が委託されないのか。	受託団体の会員・非会員を問わず地域の相談士に診断が割り振られます。
3	8	診断事務局への報告書提出は郵送でも良いのか。	診断事務局に確認をお願いします。
4	9	診断事務局の報告書チェックが遅れた場合など、建物所有者から報告遅延の責任を相談士が問われることはあるのか。	建物所有者への責任は、一義的には市町村が負うこととなります。
5	10	診断事務局の業務の割り振り方法は。	派遣にご協力いただける相談士の名簿から地域性等を考慮し、適宜割り振られます。
6	11	割り振りの公平性はどのように確保されるか。	市町村と診断事務局との問題になりますが、委託仕様書において担保することが考えられます。
7	13	補強計画や補強工事も診断事務局の指名した相談士がすることになるのか。	設計(補強計画)や工事監理に関しては、建物所有者が市町村の名簿から相談士を選択し、個別に契約していただくこととなります。
8	14	業務が多忙な場合など依頼をお断りすることはできるのか。	診断事務局が診断業務の割り振りを実施する際に調整を行うこととなりますが、正当な理由があれば断ることが可能です。ただし、診断業務に参加いただく以上は基本的にお断りされないようお願いいたします。
9	16	相談士の業務内容は。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者と診断日時の調整 ・現地調査 ・診断結果報告書の作成 ・診断事務局へ結果報告 ・所有者への結果報告・概算補強工事費等補強工事に向けての情報提供(詳細な補強計画や設計は含まれません。)
10	17	補強計画も診断報告に含まれると聞いたが、業務内容はどのようなものになるのか。	診断に合わせて「概算補強工事費等の情報提供」を実施していただきます。詳細な補強計画を策定する訳ではなく、概算工事費の算出や補強工事に向けてのアドバイスを統一様式により行っていただきます。
11	18	診断業務の期間・日数に期限はあるのか。	委託仕様書に定めることとなりますので、各市町村に確認をお願いします。
12	19	派遣事業で使用する診断ソフトは制限があるか。	本事業に関しては原則としてWee2012としています。バージョン等の詳細については、診断事務局に確認をお願いします。
13	20	(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012改訂版)」によると、診断は一般、補強計画は一般又は精密ということだが、無料診断における補強計画は一般診断法か。	そのとおりです。診断時に詳細な補強計画を策定する必要はありません。
14	21	診断実務に不安があるが、経験者に現場への同行を依頼することはできるか。または、診断事務局は指導をしてくれるか。	診断の依頼を受けた相談士にサポート者がつくことは問題ありませんが、単価は変わりませんのでご了承願います。また、診断事務局が現地指導まで実施するかどうかは診断事務局の判断となります。

15	22	診断の結果、補強不要となった場合は概算補強工事費等の情報提供はする必要があるか。	評価ランクとして、1.0～1.5は「一応倒壊しない」に分類されるため、より上位の補強計画を提案することは意味があると考えております。1.5以上と診断される結果は、一般診断法の内容と、過去データ、他県からの聞き取りにより、旧基準建築物ではまず存在しないと考えております。
16	23	現地調査の日程はどのように決められるのか。	現地調査を行う日程は、申込者との個別の連絡調整により決定していただきます。ただし、市町村から診断を行っていただく目安の時期をお示しすることになります。
17	24	相談士が会社の名刺を出すことは可能か。	相談士は診断時には登録証の提示をお願いします。会社の名刺は、申込者から求められた場合のみお渡し下さい。
18	25	補強工事に向けてのアドバイス以外に具体的な補強方法を求められた場合はどうするのか。	本事業における業務内容は、診断結果報告と一般的な補強アドバイスまでであることを説明して下さい。補強工事にあたっては別途、補強計画策定の契約が必要であること、及び市町村で閲覧可能な相談士名簿より相談士を選んでいただけることを説明して下さい。
19	26	自社の独自補強方法をPRして良いか。	相談士としての営業活動は禁止されていますので、特定の補強方法を宣伝することは避けてください。
20	37	参加の意向を変更(従前「不参加」としていたが、「参加」に変更したい など)することは可能か。	可能です。参加意向変更届を提出してください。なお、「参加」に変更する場合は、所属建築士事務所に必ず同意を得てください。
21	38	多雪区域における必要耐力加算について、(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012改訂版)」p26のとおり積雪深を1mまで減じてよいのか。	診断時において、積雪深低減を適用することは構いません。ただし、後日トラブルにならないよう取扱い(建物所有者の文書による意思確認等)については本HPに掲載しておりますので確認してください。
22	48	斜面などに建築された表からは2階建て裏からは地上3階建て等のカケヤ造りは補助対象か。	カケヤも一般診断法では診断可能ですので補助対象です。ただし、一般診断法では判断しづらい点が多いことは、別途結果報告時に説明は必要と思われます(下部構造が問題、宅地との兼ね合い)。
23	49	1階RC造、2・3階木造等の異種構造物件は対象か。また、対象となる場合、RC部の耐震性の扱いは。	1階部分がRCの場合、一般診断法で診断可能ですが、要綱上の定義は純粋な木造住宅ですので、本事業の対象外です。(RC部分の判断を含めると想定単価での診断は困難と思われます。)
24	50	現地調査において、昭和56年6月1日(新耐震基準)以降に増築したことが判明した物件の取扱いは。	構造上別棟の増築であれば、旧耐震基準の部分について耐震診断を実施してください。構造上同一棟の増築の場合、新耐震基準が適用されていることが想定されますが、可能な限り耐震診断を実施してください。ただし、診断結果がNGとなった場合であっても、原則、耐震改修工事の補助対象となりませんので、建物所有者への説明時にはご注意ください。なお、特別な事情等があるものについては、個別に市町村に相談願います。

木造住宅耐震補強工事 関係			
No.	旧No.	質問	回答
25	—	(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012改訂版)」の6章補強計画全般では”耐震補強では、精密診断の結果に基づいて補強計画を立て、設計図書としてまとめる”とある。精密診断が必須ではないのか。	(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012改訂版)」(p5、p6)では精密診断法が「望ましい」レベルとなっています。一般診断法による補強計画を否定まではしていないと考えられます。
26	—	補強工事の補助対象工法は。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく工法 ・(一財)日本建築防災協会「住宅等防災技術評価」により評価を受けた工法 ・愛知建築地震災害軽減システム研究協議会「木造住宅の耐震改修方法評価」により評価を受けた工法が対象です。
27	—	補強計画で使用するソフトに制限はあるか。	原則として制限は設けていませんが、(一財)日本建築防災協会の評価済みソフトで実施していただければ問題ないと考えます。また評価済みでないソフトであっても補強計画の内容が適正と判断できれば問題ありません。